

承認された治療法の情報公開文書

【医療の内容】 カリウム製剤の用法外使用による重度低カリウム血症の補正

【医薬品の名称】 KCL 注 20mEq キット

【承認者】 国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院 病院長
(倫理委員会 2026 年 3月19日承認)

【実施対象者】 重篤な病態や基礎疾患等で医療用医薬品の添付文書上の用法用量を遵守することが困難な低カリウム血症患者さま

【対象場所】 ICU/CCU、手術室

【対象期間】 承認後から永続的に使用（必要に応じて見直しを行う）

【目的・意義】 低カリウム血症に対する治療において、重症の場合や内服が困難な場合に、注射用カリウム製剤が使用されます。添付文書上、注射用カリウム製剤は、40mEq/L 以下に希釈し 20mEq/時間を超えない速度で投与し、1日投与量が 100mEq を超えないことと規定されています。しかし、臨床現場においては輸液量を制限する必要がある場合や、急速な補正が必要な場合に高濃度で使用する場合があります。一方高濃度カリウム注射液を使用し補正することで、予想より血清カリウム値が上昇することがあり、その場合、不整脈や心停止を来す恐れがあります。そこで、当院では適正に高濃度カリウム注射液の投与を行うよう以下に規定を定めています。

【規定】

1. 投与速度は 20mEq/時間を超えません。
2. 高濃度で投与する場合、原則 20mEq/50mL に希釈し、必ずシリンジポンプを用いて中心静脈ラインから行います。
3. 必ず心電図モニターを装着し、不整脈が発生しないか観察し迅速に対応します。
4. 特別な理由がありやむを得ず、カリウム総投与量が 100mEq/日を超える場合は、血液中のカリウム値を頻回に確認し問題があれば迅速に対応します。
5. 状況が改善され次第、高濃度カリウム注射液の使用は終了し、添付文書で定められた使用方法へ移行します。

【本診療の任意性と撤回の自由について】

この診療行為への同意は、患者さま自身の自由意思に基づくものです。ご不明な点やご心配な点がございましたら、ご遠慮なく下記の連絡先までお問い合わせください。この診療行為を希望されない場合でも、診療において不利益を被ることのないように努めます。

【お問い合わせ等の連絡先】

国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院 各診療科 担当医師
電話 0773-62-2510(代表)